

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により橿原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和二年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス岡寺店

所在地 橿原市見瀬町六一五番一ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

今回の届出に関連して、景観法による行為の届出並びに橿原市屋外広告物条例による行為の各種許可、除却届及び住所氏名変更届が必要となる場合は、手続を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和二年三月二十四日から同年四月二十四日まで。ただし、奈良県の休日を含め、平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス葛本店

所在地 橿原市葛本町三〇八番地一ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

今回の届出に関連して、景観法による行為の届出並びに橿原市屋外広告物条例による行為の各種許可、除却届及び住所氏名変更届が必要となる場合は、手続を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和二年三月二十四日から同年四月二十四日まで。ただし、奈良県の休日を含め、平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

ます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス出合店

所在地 橿原市出合町一八ほか

二 橿原市から聴取した意見の概要

今回の届出に関連して、景観法による行為の届出並びに橿原市屋外広告物条例による行為の各種許可、除却届及び住所氏名変更届が必要となる場合は、手続を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和二年三月二十四日から同年四月二十四日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第三十二号（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで